

庄内町農業用水確保緊急対策事業

令和7年6月からの高温・少雨に対応するための農業用水確保に要した経費を支援します。

1 対象となる方

- ・販売農家、農業法人、3戸以上の農業者により組織される団体、農業協同組合、土地改良区

2 支援の内容

- ・補助対象経費

①応急対策

令和7年6月1日からの高温・乾燥により発生した干害に対して、**緊急的に実施する**（した）水路等の工事、揚水機等の賃借又は購入及び揚水機等の燃料の購入に要した費用

②恒久対策

干害時の農業用水等の確保のための施設等が整備されていないことにより実施した、井戸の掘削、灌水施設等の設置工事に要した費用

- ・補助率：1/2以内（①、②ともに限度額あり）

- ・対象期間：令和7年6月1日から9月30日（②の場合、この期間内の工事完了）

※本事業の自己負担分を、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金から支出することはできません。

3 申請手続き等

- ・申請希望の方は、事前に下記担当にご相談ください。ご来庁の際は、見積書や領収書等をご持参ください。

相談期限：令和7年9月30日（火）

- ・事前相談後に、申請書類を送付いたします。

【担当】

庄内町農林課農林水産係

☎43-0308